

自治体病院経営に関する要望

全国自治体病院経営都市議会協議会は、自治体病院経営に関する要望について別記のとおり議決いたしましたので、政府並びに国会におかれましては、特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

平成30年10月

全国自治体病院経営都市議会協議会
会 長 天 沼 久 純
(盛岡市議会議長)

自治体病院経営に関する要望

自治体病院は、地域医療の確保と住民福祉向上のため、議会の議決を経て設立され、公的医療機関でなければ対応することが困難な多くの不採算医療を担うなど、社会的使命を果たしている。

こうした中、我々自治体病院を経営する都市の議会は、住民が安心して医療を受けられる環境の整備に全力を傾注しているところであるが、自治体病院を取り巻く多くの問題を地方自治体が単独で改善していくことは、極めて困難な状況となっている。

本格的な人口減少・超高齢社会においても、自治体病院が地域に必要とされる良質な医療を継続的に提供していくためには、自治体病院の経営基盤の安定化を推進するとともに、医師不足等の早期解消を図ることが不可欠である。

よって、国においては、別記事項を実現されるよう強く要望する。

1 財政措置について

- (1) 地域医療の中核を担う自治体病院の経営基盤安定のため、特に小児医療、救急医療、精神科医療、へき地医療、高度医療、周産期医療など不採算部門について十分考慮し、地方交付税措置等を拡充強化すること。
- (2) 医師の勤務実態を踏まえた処遇改善等に係る財政支援措置を講じること。
- (3) 医師及び看護職員の負担を軽減するため、勤務環境の改善はもとより、医師事務作業補助者及び看護補助者の必要人員確保と養成のための財政措置を拡充すること。
- (4) 自治体病院の消費税負担額が増大していることから、自治体病院の厳しい経営状況を踏まえ、必要かつ十分な対策を講じること。
- (5) 自治体病院の消費税負担や資材高騰など建設コストの動向を踏まえ、病院建設改良に係る地方交付税措置の対象となる建築単価の更なる見直しを行うこと。

2 医師確保対策等について

- (1) 医師不足や医師の地域偏在を是正するため、明確な医師需給見通しに基づく医師確保の基本方針を定め、計画的な医師養成を進めるとともに、効果的な地域別の医師偏在是正策に取り組むこと。
- (2) 医師不足を解消するため、特に医師不足が深刻な小児科、産科、外科、整形外科、麻酔科、精神科等については、医師確保のための緊急的かつ実効性のある支援措置を講じること。
- (3) 地域の二次医療を支える中核病院に重点を置いた地域枠医師の配置等を図ること。
- (4) 医師の地域偏在を解消するため、医師不足地域への一定期間勤務の義務付けや、地域枠で入学した学生等地域医療に従事する医師のキャリア形成支援など、地域における医療提供体制の確保を実効性のあるものとする。
- (5) 医師の診療科偏在を解消するため、診療科ごとにバランスのとれた医師育成方策を確立すること。

(6) 医師の過重労働解消など勤務環境改善に向けた取組に対する支援を充実強化すること。

(7) 女性医師及び女性看護職員が仕事と出産・育児を両立できるよう、院内保育所の整備や復職支援の充実、短時間勤務制の導入など、安心して働き続けられる職場環境の整備を促進すること。

3 新たな専門医制度について

新たな専門医制度の運用に当たっては、若手医師、女性医師及び指導医が地方にバランスよく配置されるなど、医師の地域偏在、診療科偏在が是正されるよう、国においても、必要な支援を行うこと。

4 救急医療体制について

(1) 救急患者の受入不能という事態を防止することはもとより、救急医療情報システムの再構築を含め、更なる救急医療体制の確保・充実を図ること。

(2) 軽度な症状でも安易に夜間・休日の救急医療機関を受診する、いわゆる「医療のコンビニ化」が医師の過酷な勤務環境の誘因となるため、医療機関の適切な受診を心掛けるよう広く国民に啓発すること。

5 東日本大震災等の被災地における医療の確保について

- (1) 被災した医療機関の復興に当たり、引き続き被災地域の自治体病院に対し、全面的な支援措置を講じること。
- (2) 被災者の心のケアをはじめとした医療ニーズが多様化していることから、被災地における医療従事者の確保に対し支援を行うこと。
- (3) 大規模な自然災害が頻発する我が国の医療提供体制確保のため、緊急時も住民が安心して医療機関を受診できる体制を確保すること。